

寄 書

雪日数の統計基準は煩雑すぎる！

篠 原 武 次*

気候統計ではいわゆるホモジネーター（均質性）が問題になることが多いが、最近雪日数と積雪日数の統計基準が昔からどう変わっているかを知る必要ができたので、古い気象観測法などをしらべたところ、ここ数年來雪日数の統計基準がひどく煩雑になっていることがわかった。

手もとにあるいちばん古いものは明治19年（1886）1月刊行の気象観測法にのって『雨雪等の日数は其量仏厘十分一なるもののみを取り其以下の日数を算入すべからず』（p. 47）とあるが、明治21年の気象協議会で会長和田雄治内務技師が行った説明によると、年報の「雨・雪・霰・雹」欄はその一つ又はいくつかがあって雨量 $\geq 0.1\text{mm}$ の日数をとるが「雪」欄の日数は量にかかわらず現象があった日をとるということであり、おそらくこの基準が実際にも用いられたのではないかと考えられる。

つぎに大正4年（1915）9月刊行の気象観測法（実用に供されたのは翌年から）には『雪、霰、雹の日数は其量の多少に関はず各現象のありたる日を算す』（p.114）とあるので前述和田会長の説明と同一基準であるとみてよい。その後気象観測法は昭和4年（1929）3月と昭和15年（1940）1月に版が新しくなったが、この基準は継承された（言葉づかいは多少変わった、昭和4年版p. 114；昭和15年版 p. 144）。

ところが昭和25年（1950）の地上気象観測法になると『雨、雪、みぞれの日数は、その量が $\geq 0.1\text{mm}$ あった日は雨及び雪の日数にもかぞえる』（p. 146）となりアンダーラインのところを大正4年のものと比較すると、おそらく、雪日数のホモジネーターがくずれてしまったように思われる。

このような基準が採用されてから3年後、昭和28年（1953）には気象観測値を整理するために統計機械が用いられることになり、印刷月報（現在は気象庁月報と呼ばれている）に掲載される雪日数の基準が変更され、雪・みぞれ・しゅう雪の現象があった日を雪日数とすることになった。もっとも日界は21時である。他方気象台や測候所が自分のところで統計をする際には（いわゆる普通気候観測）地上気象観測法1956年版によると『雪日数は雪・しゅう雪・霧雪のうち一つ以上の現象があった

日数で、現象の強度には関係ない』（p. 163）という基準が用いられるので、印刷月報のものと実際には同じ基準とみてよいが、日界は24時であるから、印刷月報と多少異なる値になる場合もあり得る。このようにしてホモジネーターがくずれると永年の気候変動をしらべる際には困るという理由で、機械統計の採用と同時に全国12地点については今までのものと変らない基準の統計値を求めておくことになったが（いわゆる特殊気候観測）、雪日数についてはすでに1950年にホモジネーターをくずしているのだからあまり意味がない。

これだけでもややこしいのに、気象庁から刊行されている別の印刷物、すなわち全国気象旬報別冊の月統計値の現象日数欄に採用されているのは雪とあられ（雪あられと氷あられ）をいっしょにした値であり、日界は24時になっている。観測者の大部分がアマチュアであるから、雪とあられの区別がむづかしい事情はあるだろうが、気象庁が自分のところで統計する際はあられをいれない日数をとっているのだから、とに角不一致であることはまちがいない。

現在用いられているこれら雪日数の基準を表にすると

気象台・ 測候所の 統計値	普通気候 (全気象台・測候所)	雪・霧雪の現象日数(24 時日界)
	特殊気候 (12地点)	雪の降水量 $\geq 0.1\text{mm}$ の 日数(24時日界)
気象庁の 刊行物	区内観測	雪の現象日数(24時日界)
	日 報 (普通気候)	雪の現象日数(21時日界)
	旬 報 (区内観測)	雪・あられの現象日数 (24時日界)

（備考）雪にはすべてみぞれ、しゅう雪を含む

となり、これでは専門家でもなければおぼえられたものではない。

どうしてこんなに煩雑なものになってしまったのでしょうか？ 国際的なとりきめとか統計方式の問題もあるだろうが、これではちょっとひどすぎるようだ。利用目的からみれば、利用度のことは問題外にして、もうすこしすっきりしたものでないと使いにくい。ついでに積雪日数のほうについて述べると、これはさほどひどい混乱はないようであるが、1950年以降は雪あられ・氷あられも雪積の対象とするように明記されたので、積雪の初終日などには影響があらわれているかもしれない。

* 気象庁測候課—1958年7月2日受理—